

分野別計画 第2章

健やかな日々と地域のぬくもりにみちたまちづくり

施策 2-1 医療・保健サービスの充実

施策 2-2 地域福祉の充実

施策 2-3 子育て支援の充実

施策 2-4 高齢者福祉の充実

施策 2-5 障害者福祉の充実

施策 2-6 社会保障制度の充実

リーディング事業【9～15】

施策

2-1 医療・保健サービスの充実

現状と課題

近年、生活習慣病の増加などを背景に、健康づくりの大切さが改めて指摘されています。市民の関心も高まっていますが、健康は生活の基本であることから、個人だけでなく社会全体の意識が向上するよう、健康づくりを推進する必要があります。

また、少子高齢化の進行により生活習慣病が増加しており、疾病予防の重要性が増しています。子どもが健やかに成長し、高齢者が健康に過ごせるよう、健全な生活習慣の確立や健診(検診)受診による疾病の早期発見・早期治療について広く啓発し、がん検診事業等の受診率向上に向けた抜本的な対策が重要となります。

感染症は、市民の健康と社会機能の双方に影響を及ぼします。流行防止に大きな役割を果たしている予防接種の機会を安定的に提供するとともに、平素から危機管理体制を整備しておく必要があります。

少子高齢化に加え人口減少や核家族化の進行により、社会構造が変化し、市民のニーズも多様化しています。保健活動を通じ、きめ細かな支援が必要となっています。

医療については、全国的に産科医が減少していますが、本市においても産科医が充足しているとは言えない状況です。市民が安全に安心して暮らせるよう、適切な医療の提供が求められています。

施策の基本方針

市民が生涯を通じていきいきと暮らせるよう、地域等と連携して健康づくりを推進するとともに、各年齢に応じた健康増進を支援するため、社会の変化に対応した疾病予防対策や保健活動を行います。

また、医療については、関係機関との連携を深め、地域医療の充実を図るなど、市民の医療需要に対応できる体制づくりに努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「安心して医療や、健診など保健サービスを受けられる体制が整っている」と思う市民の割合	51%	71%	80%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
各種がん検診受診者数(年間)	12,536人	11,590人	16,000人
乳幼児育児相談件数(年間)	2,151人	2,263人	3,000人

● 施策の展開

①健康づくりの推進

②疾病予防の推進

③保健活動の充実

④医療体制の充実

【施策の展開】

①健康づくりの推進

市民の健康づくり意識が向上するよう、関係機関と連携した啓発活動を進めます。また、^{*}母子保健推進員や^{*}食生活改善推進員など健康づくりについてボランティアで活動を行う指導者を養成するとともに、地区組織の育成、支援に努めます。

また、市民の健全な食生活の実現を目指して、食育を推進します。

<主な取組>◆健康づくりに向けた連携、協働、参画の促進 ◆食育の推進

②疾病予防の推進

疾病の早期発見・早期治療につながる妊婦健診、乳幼児健診やがん検診の受診を促進するとともに、健診(検診)の結果に基づいた適切な助言や指導を行います。

また、感染症を予防するため、予防接種の適切な接種時期の周知による接種率の向上や、「防府市^{*}新型コロナウイルス等対策行動計画」に基づく体制の整備を進めます。

<主な取組>◆妊産婦の疾病予防の推進 ◆乳幼児の疾病予防の推進 ◆生活習慣病の予防の推進
◆がん検診等の推進 ◆感染症の予防の推進

③保健活動の充実

乳幼児から高齢者まで各年齢に応じて、本市の健康に関する実態の把握に努め、健康づくり事業の分析・評価を反映した心と体の健康教育や健康相談、育児相談、訪問指導等の充実に努めます。

<主な取組>◆妊産婦の保健指導の充実 ◆乳幼児の保健指導の充実 ◆思春期の保健指導の充実
◆成人及び高齢者の保健指導の充実

④医療体制の充実

市民が安全に安心して出産できるよう、産科医等の待遇改善を図るための支援を行うとともに、関係機関との連携を深め、地域医療の充実を図ります。

救急医療の体制や夜間の診療体制の強化に努めます。また、離島の医療を確保するため、野島診療所の適正な運営に努めます。

<主な取組>◆地域医療の充実 ◆救急医療体制の強化 ◆離島医療の確保

関連計画

- ・防府市新型コロナウイルス等対策行動計画(随時更新)〔健康増進課〕
- ・第2次防府市健康増進計画(H28年度～H37年度)(健やかほうふ21計画(第2次))〔健康増進課〕

※**母子保健推進員** 市が依頼をし、地域の親子の身近な子育てサポーターとして活動しているボランティア。

※**食生活改善推進員** 市が依頼をし、食を通して地域の健康づくり活動をしているボランティア。

※**新型コロナウイルス** これまで人に感染しなかったインフルエンザウイルスがその性質を変え(変異)、人へと感染するようになり、さらに人から人へと感染するようになったもの。

施策

2-2 地域福祉の充実

現状と課題

少子高齢化の進行に加え、核家族化や高齢者の単身世帯の増加など、社会環境や家庭環境は大きく変化しています。そのため、地域の連帯感も希薄化し、地域でお互いが助け合い、支え合うといった相互扶助の機能が脆弱化しています。

一方で、介護保険制度の導入後、多くの福祉サービスの利用が措置制度から契約制度へ移行されるなど、福祉サービスの制度は大きく変容、複雑化しています。

こうした中で、地域において支援を受ける人と支援をする人を取り持つ仕組みづくりが課題となっていることから、市と防府市社会福祉協議会は、保健福祉分野における各個別計画との整合性を図りながら、地域福祉を総合的に推進するための基本計画として「防府市地域福祉計画」を、地域福祉の推進を目的とした住民の活動・行動計画として「防府市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、各種の取組を進めているところです。

今後は、各地域の課題を盛り込んだ個別地域福祉活動計画も踏まえながら、地域の人々が地域福祉を自分自身の問題として捉え、お互いに思いやりを持って、支え合い、助け合うことができる地域社会の実現に努める必要があります。

施策の基本方針

誰もが安心して明るく楽しく暮らしていくことができるよう、防府市社会福祉協議会を中心とした地域福祉活動の促進に努めるとともに、福祉サービスを安心して利用できるよう、市民、地域、行政がそれぞれの立場で連携し合うことにより、地域福祉サービスの適正な利用の促進に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「地域での福祉活動が充実し、支え合い助け合いの関係ができています」と思う市民の割合	31%	49%	60%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
福祉活動ボランティア登録者数(年間)	1,519人	1,675人	1,800人
個別地域福祉活動計画策定地域数(延べ数)	—	12地域	15地域

※個別地域福祉活動計画 市内15地域ごとに策定を進めている各地域の福祉活動に関する計画。

● 施策の展開

① 地域福祉活動の促進

② 地域福祉サービスの適正な利用の促進

【施策の展開】

① 地域福祉活動の促進

市民の社会参加や福祉意識の高揚等に努めるとともに、地域福祉推進の中核として位置づけられている防府市社会福祉協議会の活動基盤を強化することにより、地域福祉を支えるひとづくりや地域福祉を進める環境、体制づくりを促進します。

また、災害時において被災者の生活再建を支援するため、見舞金等制度の充実及び相談体制の強化を図ります。

<主な取組>◆福祉教育の推進 ◆防府市社会福祉協議会の活動基盤の強化
◆各地区の地域福祉活動計画を活かした事業の支援 ◆災害支援と遺家族支援

② 地域福祉サービスの適正な利用の促進

それぞれの専門性が活かせ、福祉サービスが適正に利用できるよう、関係機関との連携の強化や福祉サービスの情報提供、質の向上などに努めるとともに、地域における相談支援体制の拡充を支援します。

<主な取組>◆保健、医療、福祉関係機関との連携強化 ◆情報提供の充実 ◆相談支援体制の拡充支援

関連計画

・ 第2次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画（H28年度～H32年度）〔社会福祉課〕



施策

2-3 子育て支援の充実

現状と課題

若い世代が結婚、子育ての希望を実現し、次代を担う子どもが心豊かで健やかに育つことは、活力ある社会を形成するために欠かせないものです。人口減少社会が到来し、少子化や核家族化が進行する中で、地域において人間関係が希薄化しており、家庭や地域の養育力が低下するとともに、子育てに対して負担を感じている家庭が増加しており、家庭の子育て力を育成し、子育てを社会、地域で支える仕組みをつくっていく必要があります。

また、女性の社会進出や就労形態の多様化等による共働き家庭の増加にともない、保育の需要は年々増加傾向にあり、保育サービスに対するニーズが多様化しています。このため、保育園(所)や認定こども園等において、利用者の生活実態や意向を踏まえた多様な保育・教育の提供と保育サービスの拡充が求められています。

さらに、社会のさまざまな要因により、ひとり親家庭や要保護児童が増加しています。ひとり親家庭や要保護児童を抱える家庭の多くは、経済的自立や子育てに多くの悩みや不安を抱えており、複雑な問題の解決に向け、より一層きめ細かな相談体制の強化や支援の充実が必要です。

このような状況を踏まえ、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、これに基づき平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度のもと、平成27年度から平成31年度までを計画期間とした「防府市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を解決するため、事業計画に掲げる施策を積極的に展開していくことが重要です。

施策の基本方針

子育て支援サービスの充実や要保護児童等への対策の推進を図り、子育てを社会全体で支える環境づくりに努めます。また、保育サービスの充実を図り、子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくりに努めるとともに、親が安心して働ける子育て環境づくりに努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「安心して子どもを育てられる支援や保育サービスが充実している」と思う市民の割合	29%	48%	65%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
*あつまれ！わくわく広場参加者数(年間)	681人	958人	1,300人
*一時預かり児童数(年間)	2,488人	3,696人	4,000人
こども相談室相談件数(年間)	460件	682件	1,200件

※認定こども園 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園・保育所の両方の機能をあわせ持つところ。

※要保護児童 保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童で、虐待を受けた者に限らず非行児童なども含む。

※子ども・子育て関連3法 「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

※あつまれ！わくわく広場 未就園の子どもと親が集い、交流できる場のこと。

※一時預かり 育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童を保育所等で保育すること。

● 施策の展開

① 子育て支援サービス等の充実

② 保育サービスの充実

③ 要保護児童等への対策の推進

【施策の展開】

① 子育て支援サービス等の充実

安心して子育てができるよう、家庭や地域の養育力を向上させるための人材育成や子育て支援グループの活動等への支援を行い、地域のネットワークづくりを促進するとともに、親子が気軽に集い交流できる場や子育て支援情報を提供します。

また、結婚から妊娠・出産・子育て等に対する支援を切れ目なく行うための体制づくりを進めます。

さらに、子どもが安全にのびのびと遊べるよう、児童館の運営体制の充実に努めるとともに、児童遊園の適正な維持管理を行います。

<主な取組> ◆地域子育て支援体制の充実 ◆家庭への児童健全育成意識の啓発、学習機会の拡充
◆子育て家庭の交流の場の拡充 ◆子育て支援情報の提供 ◆子育て経費の負担軽減
◆赤ちゃんの駅の整備 ◆若い世代の結婚支援 ◆不妊治療に対する支援の充実
◆児童館運営体制の充実 ◆児童遊園の整備

② 保育サービスの充実

子どもが心豊かで健やかに育ち、また、親が安心して働ける環境を整備するため、^{*}延長保育、^{*}休日保育、^{*}病児・病後児保育、^{*}一時預かりなど多様なニーズに沿った保育を実施し、保育の質の向上を図るとともに、子どもの安全・安心を確保する保育施設整備を推進します。

また、小学校就学児童の放課後対策の充実を図ります。

<主な取組> ◆多様な保育サービスの提供 ◆保育園(所)等の施設の整備 ◆留守家庭児童学級等の整備、充実

③ 要保護児童等への対策の推進

個々の家庭が抱える子育ての問題に対する相談体制や支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭への相談体制の充実や経済的自立のための支援の充実を図ります。

<主な取組> ◆相談支援体制の充実 ◆児童虐待等要保護児童対策のネットワークの充実
◆ひとり親家庭への生活・自立支援の充実

関連計画

・防府市子ども・子育て支援事業計画(H27年度～H31年度)〔子育て支援課〕

※赤ちゃんの駅 外出中に授乳やおむつ替えなどを行うことができる施設。

※延長保育 朝夕の保育需要に対応するため、通常の保育時間(おおむね11時間程度)を超え、1時間～2時間程度延長して保育すること。

※休日保育 日曜・祝日等の休日に、保護者の仕事等により家庭において保育することができない児童を保育すること。

※病児・病後児保育 保育所等に通所しているものの、病気のため集団保育が困難な児童を、仕事等により家庭で保育できない保護者に代わって一時的に預かり保育すること。

施策

2-4 高齢者福祉の充実

現状と課題

本市の高齢化率は、平成27年4月現在、28%となっており、今後も一層高齢化が進み、特に75歳以上の後期高齢者の増加が著しくなると見込まれます。このため、何らかの支援や介護を必要とする高齢者、さらには寝たきり高齢者や認知症高齢者が増加することが予測されます。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加しており、地域での支え合いの強化や医療・介護・福祉の一層の連携が求められています。

一方、介護保険制度は広く定着してきましたが、要介護等認定者数は制度開始時の2倍以上となり、また、サービス利用の大幅な伸びにより、費用も急速に増大しています。今後、介護保険事業計画に基づいて適正な運営をしていくことが大きな課題となっています。

このような中、平成26年度に介護保険制度の大幅な改正が行われ、給付の効率化・重点化により制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

また、高齢者が生きがいを持ちながらいきいきと生活することは、誰もが充実した高齢期を送るために非常に大切なことであることから、豊富な知識や経験、技能を活かすことができる環境をつくっていくことが求められています。

施策の基本方針

一人ひとりの高齢者の介護ニーズに即した介護サービスの提供体制を整備するなど介護サービスの充実を図ります。また、介護予防を早期の段階から推進するとともに、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた家庭や地域で暮らせるよう、医療・介護・福祉と地域の連携による支援体制の整備を図ります。

健康長寿を目指し、高齢者が仕事やボランティア活動、生涯学習・スポーツなどを通じていきいきと活躍できる「生涯現役社会づくり」を推進します。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「高齢者が安心して暮らせる支援や介護サービスが充実している」と思う市民の割合	28%	48%	60%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
要介護認定者の介護保険サービス受給率	—	87%	90%
※地域包括支援センター相談件数(年間)	27,244件	35,771件	39,000件
※認知症サポーター数	—	3,073人	6,000人

※地域包括支援センター 地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えることを目的とする機関。

※認知症サポーター 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

● 施策の展開

①介護サービスの充実

②介護予防・地域ケアの推進

③生涯現役社会づくりの推進

【施策の展開】

①介護サービスの充実

介護サービスを質と量の両面において充実させるため、在宅生活を支援する居宅系サービスや、施設・居住系サービスを整備するなど、ニーズに即した介護サービスの提供体制を整備します。また、介護保険制度の適正な運営のため、介護給付に要する費用の適正化を進めるなど、利用者に合った介護サービスの円滑な提供に努めます。

＜主な取組＞◆介護サービスの提供体制の整備 ◆介護サービスの円滑な提供
※
◆特別養護老人ホームなどの介護施設の増床

②介護予防・地域ケアの推進

近い将来介護が必要となる恐れのある高齢者を的確に把握し、介護予防を早期の段階から推進します。また、高齢者への虐待防止や認知症に対する正しい知識、対応技術の普及、啓発を図ります。

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域包括ケアシステムの構築に向けて、市内4か所に設置した地域包括支援センター[※]を核として、医療機関をはじめ地域の高齢者を支える組織・機関とのネットワークづくりを推進します。

また、これらに適切に対応するため、地域包括支援センターの機能の強化に努めます。

＜主な取組＞◆介護予防の推進 ◆認知症高齢者施策の推進 ◆地域ケア会議の充実
※
◆高齢者の生活を支える地域づくりの推進

③生涯現役社会づくりの推進

高齢者が豊富な知識や経験、技能等を活かし、いきいきと活躍できるよう、地域活動など社会活動への参加を促進するとともに、就労機会の確保や働きやすい環境づくりを推進します。

＜主な取組＞◆高齢者の社会参加、社会貢献活動の推進

関連計画

・防府市高齢者保健福祉計画＜第7次計画＞《介護保険事業計画・老人福祉計画》(H27年度～H29年度)〔高齢福祉課〕

※特別養護老人ホーム 常時の介護を必要とする家庭での生活が困難な寝たきりや認知症の高齢者に対し、生活全般の介護を行う入所施設。

※地域ケア会議 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けての手法。

施策

2-5 障害者福祉の充実

現状と課題

本市における障害者の状況は、平成27年4月現在、身体障害者手帳の所持者数が5,064人、療育手帳の所持者数が814人、精神保健福祉手帳の所持者数が740人となっており、年々増加傾向にあります。そのような中、平成24年度に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、障害者の自立を支援するだけでなく、障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、個人の状況に応じた障害福祉サービス等を総合的に提供し、支援することが求められています。しかし、本市では、事業所の不足により希望するサービスを受けられないなどの現状があり、障害者福祉サービスの提供体制の整備が課題となっています。また、障害者が施設や病院を退所、退院後に地域で生活するには、地域の支援体制が整っておらず、障害に対する正しい理解の促進や居住の場の確保も必要です。

加えて、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、市や企業等においては、障害のある人に対する不当な差別的取扱いの解消や合理的配慮への取組が求められています。

一方で、山口・防府圏域に障害者就業・生活支援センターが設置されるなど、障害者の就労を支援する体制は整ってきています。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により企業の障害者雇用の理解も進みつつありますが、一般就労に結びつくケースは少ないのが現状です。今後、障害者の雇用機会を一層拡大し、働く場を確保することが求められています。

施策の基本方針

障害者のニーズに即した地域生活の支援の充実に努めるとともに、ユニバーサルデザインを考慮した生活環境の整備や心のバリアフリーを推進するなど障害者にやさしい環境づくりを推進します。また、企業等への障害者雇用の促進、福祉的就労の場や外出支援の充実などにより、障害者の社会参加の促進と生活能力向上の支援に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績 (平成22年)	実績 (平成26年)	目標 (平成32年)
「障害者に配慮したバリアフリーの施設が整っている」と思う市民の割合	21%	39%	50%

目標指標

目標指標	実績 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標 (平成32年度)
障害者ホームヘルプサービス利用時間 (年間)	11,745時間	10,257時間	15,000時間
外出支援 (移動支援) サービス利用者数 (年間)	84人	88人	150人

※合理的配慮 障害者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものを取り除くための必要かつ合理的な配慮のこと。

※障害者就業・生活支援センター 身近な地域において、障害者の就業面と生活面の支援を一体的に行い、障害者の就業及び生活の安定を図るための相談支援を実施する事業所。

※ユニバーサルデザイン 年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

※バリアフリー 子どもから高齢者や障害者など、あらゆる人々が、社会生活に参加し行動するうえで、妨げとなっている様々な障壁(バリア)を取り除くこと。

● 施策の展開

① 地域生活の支援

② 障害者にやさしい環境づくりの推進

③ 社会参加の促進と生活能力向上の支援

【施策の展開】

① 地域生活の支援

障害者のニーズに即した訪問系サービス等の障害福祉サービスの整備を進めるなど、保健、医療、福祉サービスの充実に努めます。また、相談支援事業所、保健、医療、教育、就労などの関係機関等とのネットワークの充実に努め、障害者のライフステージに合わせて一貫した相談支援が行える体制の充実に努めます。

また、職員の研修やボランティアの養成等により、支援の質の向上を図ります。

<主な取組> ◆相談支援体制の充実 ◆在宅サービス等の充実 ◆保健、医療の充実 ◆人材の養成

② 障害者にやさしい環境づくりの推進

ユニバーサルデザインの考えに基づいた生活環境の整備に努めます。

障害に対する正しい認識や理解の促進、障害者への差別の禁止や合理的配慮の必要性を市民や企業に周知するため、広報や啓発活動を進めるとともに、地域福祉権利擁護や成年後見制度について広く周知するなど障害者の権利擁護や地域での支え合いの取組の推進・強化を図ります。

また、公共施設の整備について、障害者や高齢者の利用に配慮して整備に努めます。

<主な取組> ◆生活環境の整備 ◆心のバリアフリーの推進 ◆権利擁護の推進 ◆地域での支え合いの推進
◆防災、防犯対策の推進

③ 社会参加の促進と生活能力向上の支援

教育や療育の充実、生涯学習の推進等を図ります。

障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら障害者の適性に応じた就労への支援や企業等へ障害者雇用についての啓発を行うとともに、障害者就労施設等の福祉的就労の場についても充実に努めます。

屋外での移動が困難な障害者に対する外出支援や手話通訳等を派遣する意思疎通支援の充実に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動を促進します。

障害者が地域で安心して日常生活及び社会生活を営むための手当の支給や医療費の助成、福祉器具の充実等各種支援に努めます。

<主な取組> ◆教育の充実と生涯学習の推進 ◆就労の支援と雇用の促進 ◆外出支援、意思疎通支援の充実
◆スポーツ・レクリエーションと文化芸術活動の促進 ◆生活支援のための各種助成

関連計画

- ・第4次防府市障害者福祉長期計画（H23年度～H32年度）〔障害福祉課〕
- ・防府市障害福祉計画＜第4期計画＞（H27年度～H29年度）〔障害福祉課〕

※**地域福祉権利擁護** 社会福祉協議会が主体となって、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行うこと。

※**成年後見制度** 認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（後見人）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

※**公共施設** 公会堂、体育館、公民館など広く市民が利用するための施設。

施策

2-6 社会保障制度の充実

現状と課題

生活保護については、制度に対する信頼確保が求められているとともに、生活保護受給世帯の自立に向けた支援が重要となっています。また、生活に困窮している人が生活保護に陥ることなく生活の立て直しが図れるよう、平成27年度に「生活困窮者自立支援法」が施行されたところであり、自立相談支援事業等の各種支援を開始しています。

国民健康保険では、医療の高度化などともなう医療費の増加により財政は厳しい状況にあります。今後は、健康の保持増進に対する被保険者一人ひとりの意識を高め、疾病予防を推進することにより医療費の適正化を図ることが重要な課題となっています。

国民年金では、適正で安定した制度として維持させるため、最も身近な場所で業務を担う市の役割は重要なものとなっており、関係機関と連携を密にしながら、年金制度の周知徹底を図っていく必要があります。

高齢者医療制度では、近年の急速な高齢化にともない増大する医療費に対応するため、世代間で後期高齢者の医療費を支え合うとともに、医療費の適正化を図ることが必要となっています。

施策の基本方針

市民が健康で安定した生活を営むことができるよう、低所得者福祉の充実とともに、国民健康保険、国民年金、高齢者医療の制度の周知を図りながら、関係機関と連携し、社会保障制度の適正な運用・運営に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績 (平成22年)	実績 (平成26年)	目標 (平成32年)
「国民健康保険や国民年金などの社会保障制度について周知されている」と思う市民の割合	29%	48%	60%

目標指標

目標指標	実績 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標 (平成32年度)
国民健康保険人間ドック受診者数 (年間)	1,068人	1,647人	1,900人
国民健康保険料の収納率 (現年度分)	88%	94%	95%

● 施策の展開

①低所得者福祉の充実

②国民健康保険制度の適正な運営

③国民年金制度の周知

④高齢者医療制度の適正な運営

【施策の展開】

①低所得者福祉の充実

生活保護世帯の自立を支援するため、関係機関と連携を取りながら、就労支援などの適切な指導に努めます。また、生活困窮者世帯の自立を支援するため、関係機関と連携を取りながら、自立相談支援事業等の適切な実施に努めます。

＜主な取組＞◆生活保護世帯への指導 ◆生活困窮者世帯への支援

②国民健康保険制度の適正な運営

国民健康保険の制度及び事業についてさまざまな機会を捉えて広報し、一層の周知を図ります。また、被保険者の健康に対する意識を醸成するため、特定健康診査・特定保健指導や人間ドックをはじめとする保健事業を充実させるとともに、適正受診やジェネリック医薬品の利用促進、疾病予防等に関する健康教育を実施します。さらに、被保険者の資格の適用適正化や保険料収納率の向上等に努め、財政の健全化を推進します。

＜主な取組＞◆健康づくりの推進 ◆適正な保険給付 ◆財政の健全化 ◆制度の周知、啓発

③国民年金制度の周知

市民の理解を深め普及を促すため、年金制度の仕組みを分かりやすく説明し、未加入者の防止に努めます。

＜主な取組＞◆制度の周知、啓発 ◆未加入者の防止

④高齢者医療制度の適正な運営

市広報やホームページによる情報発信を充実させ、高齢者医療制度の周知を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

＜主な取組＞◆制度の周知、啓発 ◆相談体制の充実

関連計画

・第2期防府市特定健康診査等実施計画（H25年度～H29年度）〔保険年金課〕

※特定健康診査 医療保険者が、40～74歳の加入者を対象として糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の基となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して実施する健康診査。

※特定保健指導 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防が必要な人に対して、生活改善のためのアドバイス等を行うこと。

※ジェネリック医薬品 最初に開発された薬（先発医薬品）の特許終了後、先発医薬品と同等の効き目があるとして他メーカーが新たに申請し、製造・販売を厚生労働省が認めた薬のこと。

大綱2

健やかな日々と地域のぬくもりにみちたまちづくり リーディング事業【9～15】

施策2-1 医療・保健サービスの充実

リーディング事業9		がん検診等の推進				
【ポイント】						
生涯を通じて健康で安心して暮らせる健康寿命の延伸に向けて、がん検診等のライフステージに応じた健康づくり対策に取り組みます。						
取組項目		工程表				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①	18歳から39歳までの若い世代の健康診査の実施	血液検査、歯科検診、子宮がん検診の実施・受診率の向上				
②	20歳からの女性のがん検診の実施	子宮がん検診の実施・受診率の向上				
③	40歳からのがん検診(男性・女性)の実施	胃がん、大腸がん、肺がん検診の実施・受診率の向上				
④	その他がん検診の実施	新たながん検診項目の追加				

施策2-2 地域福祉の充実

リーディング事業10		各地域が取り組む地域福祉活動計画の着実な推進				
【ポイント】						
地域における相談支援体制の確立やシステムづくりなどに向け、地域福祉活動計画が着実に推進されるよう、防府市社会福祉協議会と連携した取組を進めます。						
取組項目		工程表				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①	地域福祉を支える人材育成の推進	地域福祉活動の担い手の育成				
		ボランティア養成と活動の推進				
②	地域交流や相談支援体制の確立	世代間交流の場づくり				
		相談支援体制の整備、権利擁護体制の充実				
③	地域福祉のシステムづくり	地域における関係機関との連携促進				

施策2-3 子育て支援の充実

リーディング事業11		妊娠・出産・育児総合支援体制の構築				
【ポイント】						
妊娠・出産・子育て等、子育て家庭の支援を切れ目なく継続的に行うため、妊娠期から関係機関と連携し、包括的な支援体制を構築します。						
取組項目		工程表				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①	(仮称)子育て支援センターの設置	センターの設置	関係機関との連携強化、事業の拡充			
		子育て応援サイトの開設・運用・充実				

施策2-4 高齢者福祉の充実

リーディング事業12 地域包括ケアシステムの構築					
【ポイント】 高齢者が安心して住み慣れたところで自分らしく充実した生活が送れるよう、介護予防や認知症施策の推進及び地域ケア会議の充実に取り組み、医療・介護・福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めます。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 介護予防の推進	一次・二次予防事業の実施	介護予防・日常生活支援総合事業の実施			
② 認知症施策の推進	地域、職域、教育現場での認知症サポーター養成講座の開催				
	認知症初期集中支援チーム設置により、対象者と家族への包括的・集中的な初期支援の実施				
③ 地域ケア会議の充実	個別、圏域別、全市的、それぞれのレベルに応じた重層的な地域ケア会議の充実				

施策2-5 障害者福祉の充実

リーディング事業13 障害者就労の推進					
【ポイント】 就労意欲のある障害者が就労できるよう、障害者就労支援関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 障害者の就労に向けた支援	障害者就労支援関係機関との連携強化				
	一般企業等への理解促進及び啓発				
	「障害者就労ワークステーション」から企業への就労支援				

※**地域ケア会議** 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けての手法。

※**認知症サポーター** 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

※**障害者就労ワークステーション** 行政機関が障害者を有期雇用し、企業等で働く上で必要となる技能や社会生活上のマナー等の習得を支援し、企業等への就労に繋げていくことを目的として設置する就労・訓練の場。行政機関が障害者を雇用することにより、企業等に対し障害者就労への理解促進及び啓発を図る。

大綱2

健やかな日々と地域のぬくもりにみちたまちづくり リーディング事業【9～15】

施策2-6 (1) 社会保障制度の充実

リーディング事業14		生活困窮者の自立に向けた包括的な支援				
【ポイント】						
「生活困窮者自立支援法」に基づく各種支援事業を実施し、生活保護制度の要件に満たない生活困窮者の自立を包括的に支援する第2のセーフティネット [*] を構築します。						
取組項目		工程表				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①	生活困窮者への自立相談支援体制の整備	自立相談支援窓口の設置				
		各相談支援員のスキルの向上				
②	自立に向けた包括的な支援	家賃の補助や一時的な宿泊場所等の住居支援				
		多重債務者の債務整理等の家計の再建支援				
		ハローワークと連携した就労支援				

施策2-6 (2) 社会保障制度の充実

リーディング事業15		医療費の適正化に向けた取組の強化				
【ポイント】						
被保険者の高齢化や医療の高度化にともない、医療費が増加傾向にある中、医療費の適正化に向けて、被保険者の健康に対する意識を高め、疾病予防に結びつける取組を強化します。						
取組項目		工程表				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①	特定健診及び人間ドックの受診啓発	市広報等での受診啓発				
②	[*] ジェネリック医薬品の普及啓発とジェネリック医薬品差額通知の実施	国保広報紙等での使用啓発、年2回の差額通知の送付				
③	レセプト情報分析からの疾病予防	疾病傾向からの予防指導・検証				

^{*}セーフティネット 経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる、社会的な制度や対策のこと。

^{*}ジェネリック医薬品 最初に開発された薬(先発医薬品)の特許終了後、先発医薬品と同等の効き目があるとして他メーカーが新たに申請し、製造・販売を厚生労働省が認めた薬のこと。